

子の出生により扶養が増えた場合

本人 + 子の扶養2人（1人は令和6年中出生）：

所要額所得税（本人 + 扶養2人） × 3万円 = 9万円

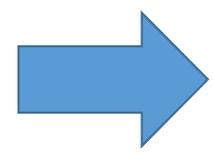
市県民税（本人 + 扶養1人） × 1万円 = 2万円 ※住民税は令和5年末の扶養状況で計算

令和5年中所得

令和6年分所得税見込み額	70,000円
所得税定額減税可能額	60,000円
減税しきれない額 (①)	0円

令和6年度住民税所得割額	50,000円
市県民税定額減税可能額	20,000円
減税しきれない額 (②)	0円

令和6年度調整給付額 (① + ②)	0円
令和6年度調整給付額 (③)	0円



令和6年中所得

令和6年分所得税確定額	70,000円
所得税定額減税可能額	90,000円
減税しきれない額 (④)	20,000円

令和6年度住民税所得割額	50,000円
市県民税定額減税可能額	20,000円
減税しきれない額 (⑤)	0円

※住民税分は令和5年末の扶養状況なので変更なし

本来給付すべき額 [④ + ⑤] (⑥)	20,000円
不足額給付額 [⑥ - ③]	20,000円

不足額給付として支給される額は20,000円